

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING & WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongisanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、国家知識産権局の専利品質に関する取り組み

1. はじめに

国家知識産権局弁公室は、2018年10月18日に各省、自治区等に対し「国家知識産権局弁公室による2018年専利品質向上業務を更に行うことに関する通知」を発表し、その中で、「高度に専利品質向上業務を重視する」、「専利出願関連政策の調整、実行を確保する」という項目の他に、「各種の専利出願の補助金不正取得行為（漢字直訳では「套利行為」）に厳格な打撃を与える」という項目を掲げた。以下、該行為とそれに対する知識産権局の取り組みを紹介する。

2. 補助金不正取得行為

国家知識産権局は、品質への取り組みについて、上記の文書以外に「専利品質向上工程実施方案」、「専利出願行為を規範化することに関する若干規定（以下、若干規定という）」、「専利出願関連政策プロジェクト監査に関する通知」等を出しているが、該若干規定では、第3条において「非正常の専利出願」を以下のように定義している。

- (一) 同一単位又は個人が提出した複数件の内容が、明らかに同一である専利出願
- (二) 同一単位又は個人が提出した複数件が明らかに従来技術又は従来設計をコピーした専利出願
- (三) 同一単位又は個人が提出した複数件が異なる材料、組成、比率、部品等を簡単に置き換え又は寄せ集めた専利出願
- (四) 同一単位又は個人が提出した複数件の実験データ又は技術効果が明らかにねつ造された専利出願
- (五) 同一単位又は個人が提出した複数件がコンピュータ技術等を利用してランダムに製品形状、図案又は色彩を生成した専利出願
- (六) 他人を幫助して提出又は専利代理機構が代理して提出した本条第一項から第五項の種類の専利出願

国家知識産権局による今回の通知では、非正常出願が存在することを問題にしているこ

とから、補助金不正取得行為とは、上記（一）から（六）のような非正常の出願によって政府の出願補助金等を不正に取得する行為を指すと思われる。なお、第3条の（三）から（六）の内容は2007年に若干規定が改正された際に追加、修正されており、このような行為が2007年頃から既に問題化していたことが伺える。

3. 知識産権局の取り組み

上記通知によれば、国家知識産権局は今年8月に広東、江蘇、浙江、福建、安徽、陝西の6省で監査活動、専利品質向上業務座談会を行っている。また、11月23日に国家知識産権局のサイトに発表された専門テーマ会議開催に関する記事では、個別の地域、分野、企業、個人及び代理機構において非正常の出願行為が存在し、正常な業務秩序を乱しているとしたうえで、その対応として専利審査品質保障体系及び業務指導体系の健全化等の措置を採り、重点分野、重点地域、重点対象に対して監督管理を強化し、非正常出願の典型案例には懲罰を加え、違法性が疑われるものについては公安機関に移送して、厳粛に処理するとしている。

4. おわりに

補助金不正取得行為は、補助金により出願増加を奨励してきた政策に対する負の一面の表れであり、量から質への転換を目指す中国にとって、該行為の取締りは喫緊の課題といえる。国家知識産権局が該取締りを強化することにより、今後専利出願の量と質にどのような変化が生じるのか、注目したいところである。

二、「2018年国家知的財産戦略の深い実施 知的財産強国の建設を加速する推進計画」の発表

1. はじめに

2018年11月9日、国家知識産権局は、「2018年国家知的財産戦略の深い実施 知的財産強国の建設を加速する推進計画」を発表した。該推進計画は、2018年の重点任務及び業務措置を明確にしたものであり、以下、その概要を紹介する。なお、該推進計画の中国語の全文は、中央人民政府のサイト

(http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/28/content_5206337.htm)でも確認できる。

2. 推進計画の概要

該推進計画は、知的財産分野の深い改革、知的財産創造の強化、知的財産保護の強化、知的財産運用の強化、知的財産国際交流協力の強化、組織実施と保障の強化、の6章立てで、全109条で構成されている。その中で、いくつかポイントと思われる箇所を以下箇条書きで挙げる。

- 国家レベルの知的財産上訴案件の審理メカニズム構築を模索し、北京知識産権法院が京津冀（北京、天津、河北省）の技術類案件を集中管轄し、知識産権法院の「三合一」審理メカニズムを実行することを研究する。西安、鄭州等4か所に知識産権

法廷を増設する。

- 証拠開示、証拠妨害排除等の規則の構築を模索し、異なる訴訟プロセスにおける証拠の相互採用、司法鑑定効力、及び証明力等の問題を明確にし、専門家補助人の効力を発揮して、適切に当事者の挙証負担を軽減する。
- 知的財産公証サービスプラットフォームの構築を推進し、知的財産電子証拠保管サービス規範及び業務規則を制定し、知的財産電子証拠保管サービス試験を拡大する。
- 新薬創薬等の科学技術の重大プロジェクト管理業務における知的財産の保護の長期化業務メカニズムを完全なものにする。
- 著作権法、専利法等の法律に懲罰的賠償制度を規定し、知的財産侵害の法定賠償額を引き上げる。
- 専利法審査指南の常態化された改正メカニズムを構築し、継続して専利審査品質保障と審査業務指導体系を完全なものにする。
- 専利法第四次改正、著作権法第三次改正を推進する。不正競争防止法の関連規定を制定、改正する。

3. おわりに

本推進計画から、政府の知的財産制度改革への強い意志が感じられる。2018年の年末へ向けて、これらの政策がどのように実現されていくか、その動向を見守りたい。

以上

2018年12月2日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、“顧客第一”の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、“特許部”、“商標部”、“IP 訴訟及び法律業務部”を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 4 階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com